

1 計画の位置付け

- (1) 愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画
- (2) 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく地域行動計画

2 計画期間

平成27年度から平成31年度まで（5年間）

3 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現

4 基本的考え方

- (1) 県民が結婚や出産に関する希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることができるよう前計画から引き続きライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進する。
- (2) 子ども・子育てに関する総合計画として、様々な分野の支援を一体的に行うことにより子ども・子育てに関する課題の解決を目指す。

＜一体的に策定する計画＞

- 子ども・子育て支援事業支援計画
- 子どもの貧困対策推進計画
- 児童虐待防止基本計画

5 重点的な取組

引き続き、子育て支援の充実に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や企業等と連携した出会いの場の提供（結婚支援）などに重点的に取り組む。

6 数値目標

基本施策ごとに数値目標を設定し、「5年後のあいちの姿」として位置付ける。

7 策定等経過

平成26年12月26日	パブリックコメント（～平成27年1月25日）
平成27年3月24日	計画の策定・公表
平成28年3月25日	子ども・子育て会議開催
平成28年8月4日	子ども・子育て会議開催

8 計画の体系

